

概要解説

# 「生徒指導提要（改訂版）」の概要

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター総括研究官 高橋 典久

12年ぶりに「生徒指導提要」（以下、「提要」）が改訂された。現行の「提要」は、学校における生徒指導の在り方の全体像を示す「学校・教職員向けの基本書」として2010（平成22）年に発刊されたが、当初の「児童生徒にかかわるすべての教職員や、教育委員会をはじめその他教育にかかわる多くの関係者などに読まれ、具体的な指導や研修に大いに活用されることで、生徒指導の一層の充実が進められること」<sup>1)</sup>への期待と比べるとやや限定的な活用にとどまっていたようにも思われる。

さらに、「近年、いじめの重大事態や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数が増加傾向にあるなど、深刻化」<sup>2)</sup>した課題に学校現場が忙殺されていること、発刊後10年以上が経過し、その間に生徒指導に関する様々な法律が整備されるなど、「個別事項を取り巻く環境が大きく変化」<sup>3)</sup>したことなどの社会的背景を受け、「今一度、生徒指導の概念・取り組みの方向性等を再構築」<sup>4)</sup>し、今日的な状況変化に対応した新たな「提要」を発刊することを目指して改訂されたものである。

以下に改訂のポイントである①積極的な生徒指導の推進、②社会の変化に応じた対応の充実、③デジタルテキスト化による活用促進の3点に沿ってその概要を解説したい。

## 積極的な生徒指導の推進

改訂された「提要」は第I部「生徒指導の基本的な進め方」、第II部「個別の課題に関する児童生徒への対応」（281ページ 索引等を除く）の2部で構成されている（図1）。

第I部第1章「生徒指導の基礎」では「1.1 生徒指導の定義」を「社会の中で自分らしく生きることができる存在へと児童生徒が、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動」とし、その目的は「児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支える」ことにあると明記された。

また、「1.1.2 生徒指導の実践上の視点」として、「多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に挑戦」したり、「多様な他者と協働して創意工夫」したりすることの重要性を実感させるために、(1) 自己存在感を感じてできるような配慮、(2) 共感的な人間関係の育成、(3) 自己決定の場の提供といった生徒指導の三機能に関する内容に加え、(4) 安全・安心な風土の醸成の4点が示されている。

その上で「1.2 生徒指導の構造」の整理が行われた。まず生徒指導の取り組みを課題の有無を起点とした「先行的・常態的（プロアクティブ）生徒指導」と「継続的・即応的（リアクティブ）生徒指導」の二つの時間軸で分類した上で、対象となる児童生徒の観点から①全ての児童生徒3.1 チーム学校における学校組織（チーム学校、学校組織 等）の発達を支える「発達支持的生徒指導」、②全ての児童生徒を対象とした課題の未然防止教育と前兆が見られる一部の児童生徒を対象とした早期発見・対応からなる「課題予防的生徒指導」、さらに③深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行う「困難課題対応的生徒指導」の三つに分類している。そのうち②の「課題予防

的生徒指導」を対象生徒の違いから「課題未然防止教育」と「課題早期発見対応」の二つに分けたことによる4層構造であるとしている。このように生徒指導の構造を2軸3類4層構造（図2）の重層的支援構造として整理することにより、児童生徒に応じた切れ目のない支援を進めることの重要性を示している。

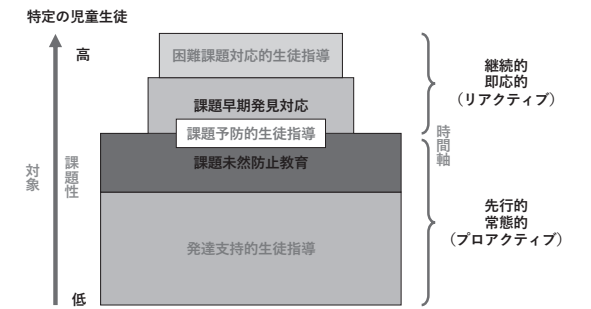


図2 生徒指導の構造（2軸3類4層構造）

あわせて、それぞれの実践を教員だけでなく保護者や地域、スクールカウンセラー等の専門スタッフ、さらには関係機関等の協力も得ながら、意図的に各教科、特別の教科道徳、総合的な学習（探究）の時間、特別活動等と密接に関連させて進めることの重要性が示された。児童生徒が共生社会の一員となるための市民性教育・人権教育等の推進などを含めた日常的な教育活動から、いじめ、不登校、少年非行、児童虐待など特別な指導・援助を必要とする特定の児童生徒への個別支援に至るまで重層的で切れ目のない取組を推進すること、発達支持的・課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）のあり方を改善し、課題早期発見対応や困難課題対応的生徒指導を広い視野から捉え直すこと等、これからの生徒指導に求められる考え方、特に先行的・常態的（プロアクティブ）な生徒指導の創意工夫を学校の全教育活動で行うことが一層必要になることが述べられている。

基本的な考え方は、現行「提要」や「生徒指導の手引き」を踏襲するものであるが、改訂版では特に「発達支持的生徒指導」の重要性が示された。「発達支持的生徒指導」とは「特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校教育の目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤」

生徒指導提要（改訂）の目次構成案		資料1
<b>第I部 生徒指導の基本的な進め方</b>		
<b>第1章 生徒指導の基礎</b>		
1.1 生徒指導の定義	(生徒指導の定義、実践上の視点、生徒指導の連関性 等)	
1.2 生徒指導の構造	(2軸3層4類型（発達支持・課題予防（課題未然防止・課題早期発見対応）・困難課題対応）等）	
1.3 生徒指導の方法	(児童生徒理解、集団指導、個別指導、ガイダンスとカウンセリング、チーム支援 等)	
1.4 生徒指導の基盤	(教職員集団の同僚性、生徒指導マネジメントサイクル、家庭や地域の参画 等)	
1.5 生徒指導の取組上の留意点	(児童生徒の権利の理解、ICTの活用、幼児教育との接続、社会的自立 等)	
<b>第2章 生徒指導と教育課程</b>		
2.1 児童生徒の発達を支える教育課程	2.4 総合的な学習（探究）の時間における生徒指導	
2.2 教科の指導と生徒指導	2.5 特別活動における生徒指導	
2.3 道徳科を要とした道徳教育における生徒指導		
<b>第3章 チーム学校による生徒指導体制</b>		
3.1 チーム学校における学校組織	(チーム学校、学校組織 等)	
3.2 生徒指導体制	(生徒指導部・生徒指導主事、学年・校務分掌の横断、教職員の研修、年間指導計画 等)	
3.3 教育相談体制	(基本的な考え方、活動体制、教育相談の研修、年間計画 等)	
3.4 生徒指導と教育相談が一体となったチーム学校	(生徒指導と教育相談の一体的連携、アセスメント)	
3.5 危機管理体制	(学校安全、安全教育 等)	
3.6 生徒指導に関する法制度等の運用体制	(校則、懲戒・体罰、出席停止措置 等)	
3.7 学校・家庭・関係機関等との連携・協働	(教育、医療、福祉、司法・警察、家庭、地域、NPO 等)	
※関係機関の記載にあたっては、児童生徒の触法や福祉支援の際の仕組み・各機関の役割について記載。		
<b>第II部 個別の課題に関する児童生徒への対応</b>		
・各章のリード文において、それぞれの章に係る現状や章の概要等について記載。※特定の時点における状況ではなく中長期的な状況につき記載		
・各章の節構成は、以下の内容を基本として、各章の内容に応じて名称や節・項の構成を検討。		
1) 関連法規・基本方針等	3) 未然防止・早期発見・対応	
2) 学校の組織体制と計画	4) 関係機関等との連携体制	
第4章 いじめ	第9章 中途退学	
第5章 暴力行為	第10章 不登校	
第6章 少年非行（喫煙、飲酒、薬物乱用を含む）	第11章 インターネット・携帯電話に関わる問題	
第7章 児童虐待	第12章 性に関する課題	
第8章 自殺	第13章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導※	※児童生徒の障害や健康問題等の個人的背景や家庭的背景 等

図1 新「生徒指導提要」の目次構成

1) 「まえがき」文部科学省「生徒指導提要」2010年3月。  
2)～4) 生徒指導提要の改訂に関する協力者会議（第1回）資料2「生徒指導提要の改訂にあたっての基本的な考え方」。